

ほしぞらキッズ Kira 身体拘束等の適正化のための指針

(目的)

第1条

この指針は、当事業所の提供する全てのサービスにおいて、利用児者（以下「利用者」という）の尊厳と主体性を尊重し、不必要な身体拘束を行わない支援の実施を目的としています。身体拘束が利用者の生活の自由を制限し、尊厳ある暮らしを阻害するものであることを深く認識し、その原則禁止と、やむを得ない場合の対応基準を明確にすることで、利用者の人権保護の観点から適正な支援を確立します。

(適用範囲)

第2条

この指針は、当事業所の全ての職員（正規職員、非正規職員、ボランティア等、事業所内でサービスを提供する全ての者）および、事業所が提供するサービスを利用する全ての利用者に適用されます。

(基本原則)

第3条

- 1) 利用者の尊厳と個人意思の尊重：全ての利用者に対し、個人の人格と尊厳、意思を最大限に尊重し、自立と社会参加のための支援を提供します。
- 2) 身体拘束の原則禁止：身体拘束は、利用者の生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻む行為であり、原則として行いません。
- 3) 職員の意識向上：職員一人ひとりが身体拘束の弊害を深く理解し、常に意識を高めてサービスを提供します。
- 4) 代替支援方法の検討：身体拘束に至る前の段階で、様々な代替支援方法を多角的に検討し、実行します。

(身体拘束の定義)

第4条

当事業所における身体拘束とは、利用者の行動の自由を奪い、または著しく制限する行為を指します。

(身体拘束の行為例)

第5条

以下のような行為は身体拘束に該当する可能性があります。

- 1) 物理的制限：車椅子や椅子にベルト等で身体を固定する、手足を縛る、ミトン型の手袋

を使用する、行動を制限するつなぎ服を用いる。

- 2) 行動の制限：個室や特定の場所から出られないように鍵をかける、柵で囲う、見守りもせず放置する。
- 3) 薬物等による制限：本来の目的以外で、行動を抑制する目的で向精神薬等を過剰に服用させる。
- 4) その他：適正な支援体制が確保されないことにより、結果として利用者の安全確保や行動支援が行われず、行動の自由が著しく制限される状態。

(身体拘束の原則禁止)

第6条

当事業所では、利用者の身体や行動を制限するこれらの行為は、原則として行いません。

(緊急・やむを得ない場合の身体拘束)

第7条

- 1) 3つの要素の必須性

利用者の生命または身体、他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合において、他に代替手段がないと判断される場合に限り、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。この場合、以下の全ての「3つの要素」を満たす必要があります。

- ・切迫性：利用者本人または他の利用者の生命、身体、著しい権利が危険にさらされる可能性が著しく高いと判断されること。
- ・非代替性：身体拘束以外の代替方法を全て試み、他の方法では利用者本人または他の利用者の生命、身体の危険を回避できないと判断されること。
- ・一時性：身体拘束が一時的なものであり、拘束の必要性が消失した場合には直ちに解除し、できる限り早期に解除されることを目指すこと。

尚、身体拘束の実施は必要最小限とし、解除に向けた取組を継続的に行う。

- 2) 肢体不自由等に伴う姿勢保持について

肢体不自由（特に体幹機能障害）がある利用者が、残存機能を最大限に活かし、安定した姿勢を保持するためにベルト等を使用することは、「やむを得ない身体拘束」に該当しません。むしろ、これにより姿勢が安定し活動範囲が広がる場合は、利用者の尊厳、自立と社会参加の支援として適切です。この場合も、適切なアセスメントに基づき、個別支援計画に明記し、適正に運用します。但し、使用にあたっては専門的評価に基づき、目的・方法・期間を明確にし、定期的な見直しを行う。

(身体拘束実施の手続きと改善への取り組み)

第8条

1) 身体拘束適正化委員会による検討

身体拘束の実施に当たっては、身体拘束適正化委員会において必要性を検討する。

- ・構成：管理者、児童発達支援管理責任者、支援担当職員で構成します。また、必要に応じて外部有識者等の助言を受けることができる。
- ・役割：身体拘束の原則禁止の徹底と、代替策の検討
緊急・やむを得ない場合の拘束に関する判断と手続きの監査
拘束実施状況のモニタリングと解除に向けた取り組みの検討
職員への研修計画の策定と実施

2) 身体拘束実施の手順

やむを得ず身体拘束を行うと委員会で決定した場合、以下の手続きを厳守します。

- ・代替策の再検討：身体拘束に至る前の最後の段階で、本当に代替策がないのか再度検討します。
- ・本人、家族への説明と同意：拘束を行う必要性、具体的な方法、時間帯、期間、目的、改善に向けた取り組み方法などを詳細に説明し、書面での同意を得ます。
- ・個別支援計画への記載：身体拘束を行うに至った経緯、拘束の内容、観察項目、拘束解除に向けた具体的な取り組み、担当者などを個別支援計画に明記します。
- ・実施状況の記録：身体拘束を行った際は、その状況（日時、場所、理由、方法、利用者の身体状況・精神状態）、拘束時間、心身に与えた影響、緊急やむを得ない理由、職員の具体的な対応などを詳細に記録します。記録は5年間保存するものとする。
- ・定期的な再検討と解除：拘束が開始された後も、日々の利用者の様子を観察し、代替策の可能性を常に模索します。身体拘束適正化委員会は少なくとも月1回、または必要に応じて開催し、拘束の必要性、心身状態の変化、代替策の有効性などを再検討し、できる限り早期の拘束解除を目指します。

(職員への研修と指針の見直し)

第9条

1) 身体拘束適正化のための研修

- ・定期研修：身体拘束適正化の意義、原則禁止の理解、3つの要素、代替策の検討方法、緊急時の対応などについて、全職員を対象に年1回以上実施します。
- ・新任職員研修：新規採用時には採用時研修を実施し、本指針の内容の徹底、身体拘束を行わない支援の重要性について指導します。
- ・専門研修：身体拘束適正化委員会メンバーには、より専門的な知識や技術を習得するための外部研修受講を推奨します。

2) 指針の見直し

この指針は、法令の改正、サービスの変更、事故やヒヤリハットの経験、研修で得られた新たな知見、身体拘束の実施状況などを踏まえ、年に一度以上定期的に見直しを行います。

(利用者・家族への周知と情報公開)

第10条

本指針は、事業所内に掲示するとともに、利用者（理解可能な場合）および家族がいつでも閲覧できるよう努めます。また、身体拘束に関する相談窓口についても周知を徹底します。

附則

この指針は、令和8年5月1日より施行する。